

農村計画学会ベストペーパー賞表彰細則

2020年3月7日 理事会承認

第1条（目的）

農村計画学会表彰規程第2条に定める農村計画学会ベストペーパー賞（以下「ベストペーパー賞」と称する）の授与については、表彰規程第9条に基づき、この細則の定めるところによる。

第2条（趣旨）

農村計画学会誌（表彰年度前年度の第4号および表彰年度の第1号～第3号、ならびに論文特集号）に掲載された論文のうち、完成度が高く、優れた知見により農村計画の発展に貢献する論文についてベストペーパー賞を授与し、もって論文投稿を啓発し、掲載論文の水準の向上を図ることを目的とする。

第3条（授賞者）

当該年度の農村計画学会誌（表彰年度前年度の第4号および表彰年度の第1号～第3号、ならびに論文特集号）に掲載された論文の著者（主著者および共著者）を対象とする。

第4条（表彰の件数）

表彰の件数は若干名とする。

第5条（審査の手続き）

農村計画学会表彰規程第5条に定める選考委員会は、査読委員会または会員から推薦のあった授賞候補論文のなかから授賞論文を選考する。この結果を理事会に報告し、承認を得て決定する。

付記1．本細則の施行により、農村計画学会ベストペーパー賞表彰規程は廃止する。

付記2．本細則は、2011年3月21日より施行する。

付記3．2014年4月12日改正

付記4．2016年12月4日改正

付記5．2020年3月7日改正